基調講演

人生 100 年時代，急増する高年齢労働者の行動災害の予防のために
～日本職業・災害医学会の皆様への期待～

安達　　栄

（公財）安全衛生技術試験協会事務局長

（2024 年 4 月 1 日受付）

要旨：近年の職域の労働災害をみると，転倒・腰痛災害といった「行動災害」が増大しており，就業年齢の高年齢化とも相まって，今後の増加傾向が懸念されている．業種でみると，スーパーなどの小売業や介護施設など「人手不足業種」で多発していることから，企業の重要な経営課題ともなっている．

ここでは現下の労働災害の状況を振り返るとともに，それに対応する各種対策の取組状況を紹介しつつ，今後の日本職業・災害医学会の皆様への期待について述べさせていただく．

（日職災医誌，72：71―74，2024）

―キーワード―

行動災害，転倒予防，腰痛予防

1　我が国の労働災害の発生状況

我が国の職場における労働災害の発生状況を見ると，長期的には大きく減少しており，労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善している．一方で，就業形態の変化などを受け，新たな課題も浮き彫りになっている．

(1) 死亡災害の発生状況

死亡災害については，死亡者数が平成 27 年に 1,000 人を切った後も，減少傾向にある（図 1）．令和 4 年の死亡者数は 774 人（新型コロナウイルス感染症の罹患によるものを除く．）と過去最少となっており，業種別では，①建設業 281 人，②製造業 140 人，③陸上貨物運送事業 90 人の順となっている．

事故の型別に見ると，建設業においては高所からの「墜落・転落」が 116 人と最も多く，製造業においては，機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が 56 人と最も多い．

(2) 死傷災害（休業 4 日以上）の発生状況

死傷災害についても長期的には減少傾向にあるものの，平成 21 年を境に，近年は増加傾向にある（図 1）．令和 4 年の内訳を見ると，事故の型別では，「転倒（27%）」，「動作の反動，無理な動作（16%）」が合わせて死傷災害全体の約 4 割強を占めている．

業種別では，第三次産業が 5 割以上を占めており，内訳として「転倒（35%）」や「動作の反動・無理な動作（20%）」といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が 5 割以上を占めている．

(3) 近年の労働災害（死傷災害）が増加している要因

近年の死傷災害が増加している要因としては，次のことが考えられる．

ア　60 歳以上の高年齢労働者の就業の増加

高年齢者雇用安定法による「働く高年齢者の活躍促進」が推進されている中で，全年齢に占める 60 歳以上の高年齢労働者の割合は増加しており，令和 3 年のデータでは約 2 割となっている．高年齢労働者は身体機能の低下等の影響により労働災害の発生率が高く，60 歳以上の高年齢労働者の死傷者数の割合は，全体の 25% を超えているほか，被災した場合の休業期間も若年層と比較して長くなっているといった課題もある．

イ　労働者の行動要因に起因する労働災害が増加

第 3 次産業に就労する労働者の増加などに伴って，機械設備等に起因する労働災害に代わり，対策のノウハウが蓄積されていない，転倒や腰痛など，労働者の作業行動に起因する労働災害が増加している．

このほかにも，安全衛生の取組が遅れている中小事業場において労働災害が多く発生していることなどの要因がある．

2　急増する行動災害と高年齢労働者の就業状況

行動災害の発生状況をみると，労働災害全体のトレンドが「機械による挟まれ災害」，「高所からの墜落災害」といった「設備要因災害」が大きく減少しているのに対し，職場での「転倒」，「腰痛」といった「作業行動要因」による労働災害が急増している（図 2）．

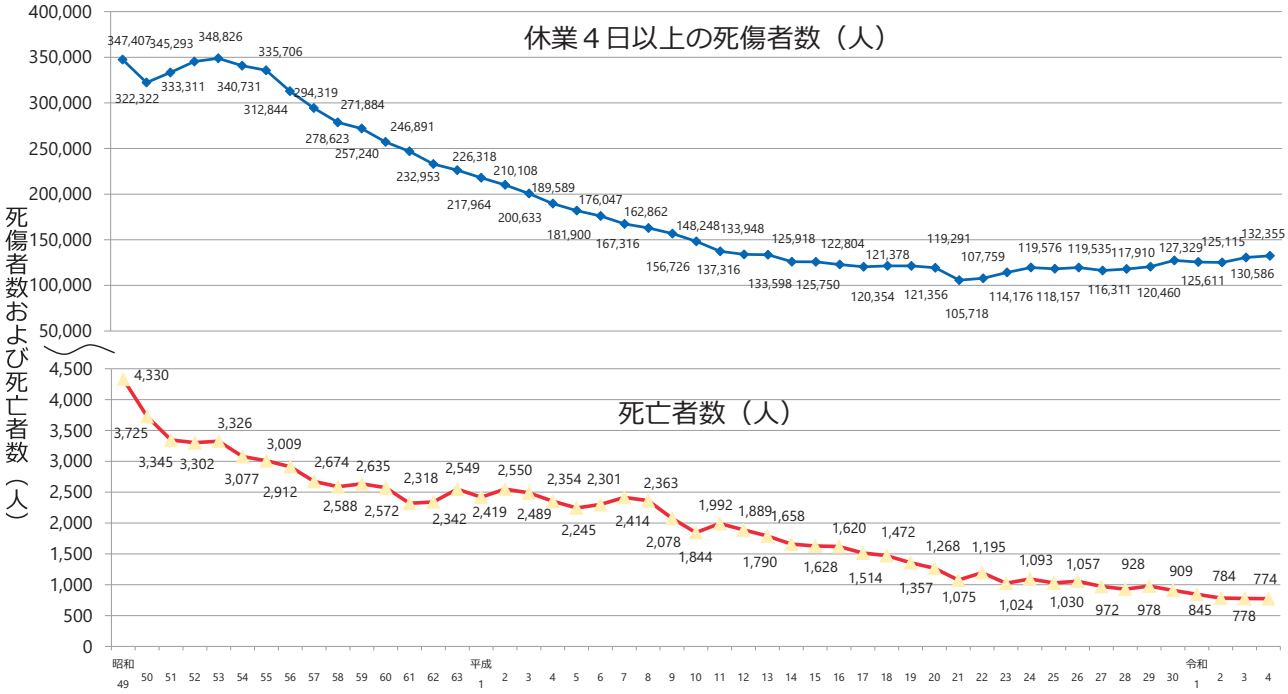

出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

図１　労働災害発生状況

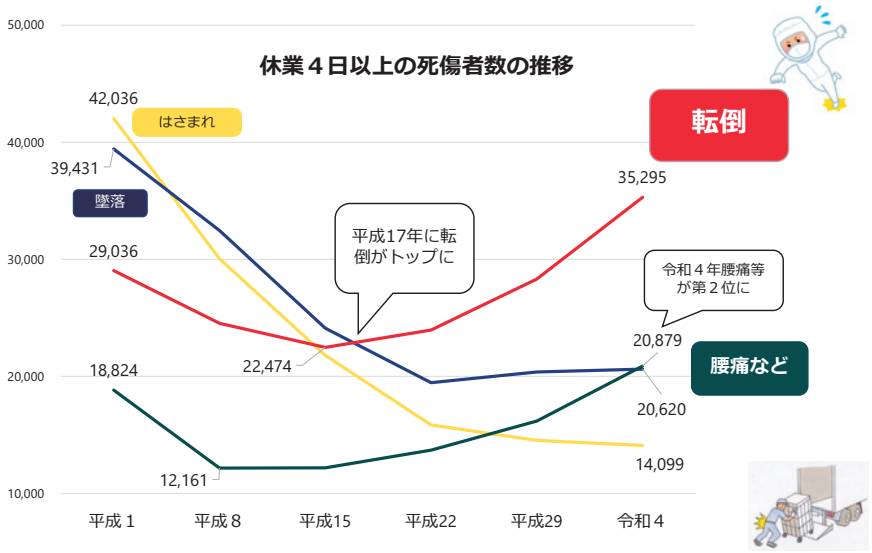

➢　**「設備による災害」から「作業行動による災害」へシフト**

データ出所：労働者死傷病報告

図２　労働災害のトレンド

一例として，転倒災害の発生率は身体機能の影響も大きく，性別・年齢別で大きく異なる．図３のとおり，男女ともに中高年齢層で発生率が高くなっており，特に女性は 60 歳代以上の高年齢の転倒災害の発生率が高くなっている．

転倒災害の要因としては，職場の作業環境である段差などの設備的要因，作業方法の要因もあるが，「何もないところでつまずいた」，「足がもつれた」といった身体機能に起因する要因もあり，職場における健康管理によるソフト的な対応も求められている．

3　行動災害の予防対策～第 14 次労働災害防止計画から～

厚生労働省が令和５年３月に策定した第 14 次労働災

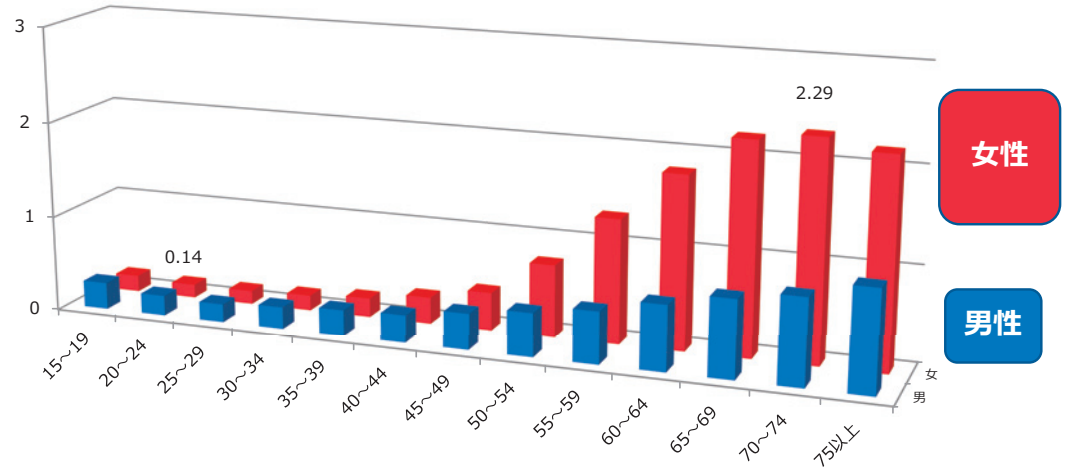

※千人率＝労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000
※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた

データ出所：労働者死傷病報告（平成31年／令和元年）
：労働力調査（基本集計・年次・2019年）

図 3　転倒災害の男女別・年齢別の発生率

害防止計画※において，今後の行動災害防止対策の取組が示されているので，その内容を紹介する．

※労働災害防止対策について，2023 年度から 2027 年度の 5 年間にわたり国，事業者，労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた中期的な計画

(1) 計画の重点事項

14 次防計画では，労働安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性を踏まえ，以下の 8 項目を重点事項としているが，①～③のとおり，行動災害防止を推進する項目が掲げられている．

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進
⑦ 労働者の健康確保対策の推進
⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(2) 行動災害減少に向けての目標

従前の中期計画と異なり，アウトプット指標（目標）を達成した結果として期待される事項を「アウトカム指標」として新たに定められており，実施事項の効果検証を行うこととされている．

ア　アウトプット指標（関係するもののみ）

○転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 2027 年までに 50% 以上とする．

○卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を 2027 年までに 80% 以上とする．

○介護・看護作業において，ノーリフトケアを導入している事業場の割合を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる．

イ　アウトカム指標（関係するもののみ）

○増加が見込まれる転倒災害の年齢層別死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける．

○転倒による平均休業見込日数を 2027 年までに 40 日以下とする．

○増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる．

○増加が見込まれる 60 歳代以上の死傷年千人率を 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける．

(3) 行動災害防止の主要な対策

ア　行動変容を促す取組

○事業者が安全衛生対策に取り組まないことにより生じ得る損失等のほか，事業者の自発的な取組を引き出すための行動経済学的アプローチ（ナッジ等）等について研究を進め，その成果を広く周知する（関連として図 4 参照）．

○職域の健康づくりを「投資」と位置づけ，企業価値をも高めることを目指す「健康経営優良法人認定制度」等の関連施策と連携し，転倒・腰痛防止対策の具体的メニューの提示と実践に向けた事業場への支援等を図る．

イ　設備改善等のアプローチ

○転倒等災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助，開発促進を図る

○介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリ

図 4　行動災害予防のポスター

フトケア）や介護機器等の導入等既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る．

ウ　身体機能の改善

○理学療法士等を活用した事業場における労働者の身体機能の維持改善の取組を支援するとともに，筋力等を維持し転倒を予防するため，スポーツ庁と連携してスポーツの推進を図る．

○骨密度，「ロコモ度」，視力等の転倒災害の発生リスクの見える化の手法を提示・周知する．

エ　エビデンスに基づく行動災害防止対策を推進するための研究促進

○労働安全衛生総合研究所や研究者との連携の下，労働者死傷病報告データの分析や転倒・腰痛災害防止のための調査・研究体制を確保し，多角的に研究を推進する．

○科学的根拠に基づき安全衛生対策の取組の有用性を証明し，事業者の納得性を高めることが重要であることから，独立行政法人労働者健康安全機構と連携し，災害発生要因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信を強化する．

上記エについては，現状では行動災害について，エビデンスに基づく具体的な対策の構築とその効果を検証する取組が遅れている．このため独立行政法人労働者健康安全機構をはじめ，地域保健（医療）の研究に実績のある学術団体，学会等の参画と活躍が大いに期待されている．

(4) 事業者に対し経営課題として訴求する取組

行動災害防止対策の自発的な取組を促すためには，事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことで，経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることと，社会的に評価される環境が整備されることが効果的であるとして，14 次防計画では，今までにない切り口で，次のように施策を打ち出している．

○「労働災害の発生件数・割合，死亡数等」，「労働安全衛生マネジメントシステムの導入の有無」，「健康・安全関連取組等」等人的資本への投資の可視化による事業者自らの情報開示と当該情報に基づく第三者の評価

○安全衛生対策に取り組む事業者を国が認定する取組等を通じて，官民・民民の商取引等でもこれらの事業者が優先的に選ばれる社会的理解の醸成

4　おわりに

休業 4 日以上の転倒災害（令和 4 年は 3 万 5 千件強）の多くは骨折を伴い，また女性労働者の被災割合も高く，休業期間が 1 カ月以上となるケースも少なくない．業種でみると，スーパーなどの小売業や介護施設など「人手不足業種」で多発していることから，企業の重要な経営課題として取り組む必要がある．他方，このような「行動災害」については，労働災害が多発しているものの，課題認識が広まっていないことや，予防対策が注意喚起にとどまるなど，職場での具体的な予防対策が十分に行われていないことから，増加傾向に歯止めがかかっていない．

先に述べたとおり，行動災害防止対策を進めるには，従来からのハード対策（段差の解消など）だけではなく，知見が豊富なアカデミックとの連携により，エビデンスに基づき，「企業における納得性の高いハード・ソフト両面の取組」を進めることが必要不可欠である．日本職業・災害医学会の会員の皆様と一層の連携がなされ，社会的課題の行動災害の予防対策が推進されるよう，今後の進展に大いに期待したい．

［COI 開示］本論文に関して開示すべき COI 状態はない

別刷請求先　〒101-0065　東京都千代田区西神田 3―8―1
公益財団法人安全衛生技術試験協会
安達　　栄

©Japanese society of occupational medicine and traumatology　　http://www.jsomt.jp